

令和元年度（2019年度）

北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について

【実施結果 説明資料】

この資料は、令和元年度に実施した景観行政と関係施策との庁内連携について、連携先の事業内容と連携した内容、北海道景観審議会からの意見などを取りまとめたので、報告いたします。

1 会議又はセミナー等

| 整理番号 | 施策名及び事業名 | 備考 |
|------|--------------------------------|----|
| 10 | 北海道海岸漂着物対策推進計画 | |
| -1 | 海岸漂着物等地域対策推進事業 | |
| 25 | 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針 | |
| -1 | 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業 | |
| 38 | 海岸保全基本計画 | |
| -1 | 高潮対策事業 | |
| 48 | 北海道みどりの基本方針 | |
| -1 | 都市公園事業 | |
| 49 | 北の住まいるタウン | |
| -1 | 北の住まいるタウン普及啓発等事業 | |
| 52 | 空き家等対策に関する取組方針 | |
| -1 | 空き家対策推進事業 | |
| 56 | 北海道教育推進計画 | |
| -1 | ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業 | |

2 道職員向けの研修会等

| 整理番号 | 施策名及び事業名 | 備考 |
|------|-------------------------------|----|
| 25 | 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針 | |
| -1 | 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業 | |
| 31 | 公共事業景観づくり指針（治山） | |
| -1 | 治山事業 | |

3 情報発信

| 整理番号 | 施策名及び事業名 | 備考 |
|------|-------------------------------|----|
| 10 | 北海道海岸漂着物対策推進計画 | |
| -1 | 海岸漂着物等地域対策推進事業 | |
| 15 | 北海道文化振興指針 | |
| -8 | 文化振興事業費（文化発信拠点づくり推進事業費） | |
| 25 | 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針 | |
| -1 | 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業 | |

| | | |
|----|--------------------------------|--|
| 48 | 北海道みどりの基本方針 | |
| -1 | 都市公園事業 | |
| 52 | 空き家等対策に関する取組方針 | |
| -1 | 空き家対策推進事業 | |
| 56 | 北海道教育推進計画 | |
| -1 | ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業 | |

4 ガイドライン等の策定及び見直し

- ・該当事業なし

5 その他(景観との連携)

| 整理番号 | 施策名及び事業名 | 備考 |
|------|---|----|
| 33 | 公共事業景観づくり指針(道路) (50 公共事業景観づくり指針(道路)(電線地中化含む)を含む) | |
| -1 | 蘭越ニセコ倶知安線無電柱化事業(防災安全交付金) | |

6 全体をとおして

- ・委員の意見等について
- ・連携実施結果について

資料 1-2 について

- ・資料 1-2 【市内連携事業】一覧表・施策別
(景観行政と関連する全施策をまとめた資料)

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

- ・ 海岸漂着物対策推進協議会（全道・地域）
- ・ 守ろう美しい北海道！海ごみ・ポイ捨て防止大会

- | | |
|---------------|---|
| (1) 計画・指針等の名称 | 10 北海道海岸漂着物対策推進計画 |
| (2) 事業名 | 10-1 海岸漂着物等地域対策推進事業 担当部局：環境生活部環境局循環型社会推進課 |
| (3) 事業概要 | 北海道の海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な回収処理や効果的な発生抑制対策の実施に向け、市町村等地域における取組を支援するとともに、関連情報を広く情報発信し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。 |
| (4) 事業内容 | 北海道海岸漂着物対策推進協議会 ・ 令和元年(2019年)7月29日に開催(例年1回3月中旬) ・ 国やNPOなどで構成する協議会 守ろう美しい北海道！海ごみ・ポイ捨て防止大会 ・ 令和2年(2020年)1月14日に開催(例年1回2月) ・ 一般の方も含めたシンポジウム ・ 12月頃に国で開催する内容等を考慮して開催 |

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

令和元年度事業に関する情報収集等を実施。

3 審議会委員からの意見等

- (1) 第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)
 - ・ 美しい海岸線をどのように維持していくのかを、審議会で注視していくことが大事。
- (2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)
 - ・ 景観を知っていただくのに、開催時に、景観形成ビジョンの概要版を配るなどの対応はいかがか(規模が適正であればこのような対応もありと考える)。
 - ・ 景観に関心を持って活動している方達の目を、海岸に向けるのもあると考え、景観団体とか町内会などに向けて、パンフレットを配るなど、海岸に目を向ける取組はいかがか。

4 連携実施結果

当年度に実施した会議資料等と、北海道景観審議会からのご意見等を踏まえて、令和2年度の連携に向けた検討を行う。

【資料：連携事業】

1. 北海道海岸漂着物対策推進協議会（全道・地域）

- (1) 目的 北海道の海岸における良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図ることを目的
- (2) 開催日 令和元年(2019年)7月29日
- (3) 構成等 国やNPOなどで構成する協議会
- (4) 内容 海岸漂着物に係る情報提供
 - ・前年度の実績、関係部局の取組状況報告 など
 - ・漂流ごみの処理体制の構築について
 - ・漂流物処理の促進に向けた、漁業関係者ほか関係機関の連携体制等の整備のための考え方等について協議
- (5) 連携 事業に関する情報収集等を実施

2. 守ろう美しい北海道！海ごみ・ポイ捨て防止大会

- (1) 目的 毎年、テーマを設定し、海洋汚染の状況をふまえ、海ごみを減らすためにはどうすればいいのか等について、関心と理解を深め、生活環境や海岸環境の保全を進めることを目的
 - 一般の方も含めたシンポジウム(年1回2月)
 - 国で開催する内容等を考慮し、大会内容を決定
- (2) 開催日 令和2年(2020年)1月14日
- (3) 構成等 国、道、NPO法人や一般の方など
- (4) 内容 表彰式
 - ・北海道社会貢献賞（環境衛生関係功労者）
 - ・北海道知事感謝状（生活環境浄化実践優良地区）
 - ・散乱防止などに関するポスター及び標語入賞者シンポジウム
 - ・テーマ「海ごみを減らすため、今、私たちができること」
 - 各団体による活動や一人ひとりの行動、連携の大切さについて意見交換
 - ・コーディネーター
北海道大学大学院工学研究院 准教授 東條安匡氏
 - ・事例報告者
NPO法人北海道海濱美化をすすめる会 事務局 中根恵美子氏
北海道コカ・コーラボトリング株式会社 広報・CSR推進部長 皆川和也氏
北海道漁業協同組合連合会 環境部長 上村俊彦氏
 - ・パネルディスカッション
- (5) 連携 事業に関する情報収集等を実施
- (6) 備考 目的(テーマは年度毎に設定)
今年度は、近年の海洋プラスチックごみによる環境汚染が国際的な問題となっていることや、それに関連したプラスチックごみの排出抑制の取組の推進を道としても積極的に進めてきていることから、プラスチックを含む海岸に漂着するごみを減らすために、道民がどのようなことができるかといった観点から、「海ごみを減らすため、今、私たちができること」をテーマに大会を開催する。

参考：過去のテーマ

平成30年度 「海を守るために、今、私たちができること」

平成29年度 「海ごみについて考える」

平成28年度 「今回の災害に伴う流木等の発生状況や対応、海岸漂着物の傾向から、気象変動や災害発生時の備え、各自にできること」

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

- ・農たび・北海道ネットワーク研修会
- ・農村ツーリズム担当行政職員等研修会

- | | | |
|---------------|------|--|
| (1) 計画・指針等の名称 | 25 | 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針 |
| (2) 事業名 | 25-1 | 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業 担当部局：農政部農村振興局農村設計課 |
| (3) 事業概要 | | 都市と農村の交流を拡大するため、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農林漁業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで「農泊」や「教育旅行」に取り組む『農村ツーリズム（農たび・北海道）』を推進し、市町村等行政職員や取り組む実践者を対象に、受入体制づくりや人材育成に関する実践ノウハウを学ぶ研修会等を開催。 |
| (4) 事業内容 | | 農たび・北海道ネットワーク研修会 ・令和元年(2019年)12月3日に開催 ・実践者等、関係機関・団体等が対象（100名程度） |

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

令和元年(2019年)12月3日に開催された「農たび・北海道ネットワーク研修会」にて、別添の資料により景観に関する情報提供を行った（職員研修(9月頃)については準備期間がないため、令和2年度以降で調整）。

3 審議会委員からの意見等

- (1)第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)
 - ・農村景観は、道にとって大変重要である。過疎化により農業人口も減っていく中、いろいろなアイデアを出し合いながら、サポートすることが重要。
 - ・住んでいる人が、土地の景観の価値に気づいてくれるよう、専門的・客観的な目による取組が必要。
- (2)令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)
 - ・参加者に、景観に関するアンケートなどを実施することで統計的に整理することで、より具体的なニーズが確認できると考える。
 - ・「景観」は、遠景、中景、近景、そして建物、工作物など、イメージ的にわかる写真などを入れたほうがいい。
 - ・暮らしの中での景観の魅力、価値とかを、地域に暮らしている人達は、あまりにも身近だから見落としてしまっている。
 - ・道庁や振興局単位で、市町村とか振興局などで分類し、暮らしている人達が競い合って写真を送っていただける仕組みをつくってはどうか。
ネット上で、1クリックでいろいろ町が見られて、地域の方々も情報発信できるようなシステムがあると、写真の著作権とかあまり気にせず載せられて、各市町村が競い合い、良いところがアップされていくと思う。

4 連携実施結果

研修会のパネルディスカッションにて、パネリストより「地域の暮らしの価値や景観の魅力を、地域に暮らす自分たちが見いだせていない」の意見等があったことから、次年度の連携に向けて、参加者が景観への意識を向上していただくため、具体的な取組方法などを取り入れた資料づくりや説明が必要である。

審議会からの意見等を踏まえ、アンケートや「景観」をイメージできる写真を取り入れるなどの検討をする。

【資料：連携事業】

1. 農たび・北海道ネットワーク研修会

(1) 目的 農村ツーリズム（農たび・北海道）を推進するため、農泊等の実践者や関係機関・団体などを対象に研修会を開催し、地域の取組を支援するとともに、情報交換による地域間の連携強化を図る。

(2) 開催日 令和元年（2019年）12月3日

(3) 構成等 実践者等、関係機関・団体等が研修対象（100名程度）

(4) 内容 基調講演「北海道における農泊取組の可能性と課題について」
・講師 千葉大学大学院園芸学研究科 教授 大江 靖雄 氏
（令和元年度農山漁村振興交付金評価委員会 委員長）
・内容 交流ビジネスの現状
これまでのグリーン・ツーリズムと農泊（農村ツーリズム）
インバウンド・DMOなどへの対応
北海道における農泊の課題
今後の展開の方向性と必要な支援策

パネルディスカッション（道内農泊地区の事例紹介）

・パネリスト NPO 法人 やくも 元気村 事務局長 赤井 義大 氏
歯舞漁業協同組合 参事 中村 直樹 氏
オホーツク農山漁村活用体験型ツーリズム推進協議会 副会長 道山 マミ 氏
・コーディネーター 千葉大学大学院園芸学研究科 教授 大江 靖雄 氏
・内容 赤井氏：（八雲町）農泊の取組と実績、今後の展開
中村氏：（根室市）渚泊の取組と実績、今後の展開
道山氏：（網走市）農泊の取組と実績、地域内連携

意見交換会「どんな“農たび”してみたい？地域のコンテンツを磨こう！」

・協力 札幌大谷大学
・ファシリテーター 社会学部地域社会学科 教授 山下 成治 氏
・アドバイザー 芸術学部美術学科 教授 堀じゅん子 氏
准教授 島名 毅 氏 及び生徒
・内容 農たび・北海道の魅力発信
学生による「地域を元気にするアイデア」のプレゼンテーション（農たび・北海道PRグッズ（11種）の提案）等

情報提供

・「民泊の導入による滞在型観光の推進について」・・・道経済部
・「北海道の美しい農山漁村の景観について」・・・道建設部

(5) 連携 情報提供「北海道の美しい農山漁村の景観について」

当研修会にて、別添「北海道の美しい農山漁村の景観について」のパワーポイント（道内の景観写真あり）及び配付資料により、北海道の美しい農山漁村の景観への気づき、景観形成及び活用に関する説明を行う。



北海道の美しい農山漁村と 景観について

農たび・北海道ネットワーク研修会
令和元年(2019年)12月3日(火)

北海道建設部まちづくり局都市計画課
基本計画・景観グループ

田園(北見市)

「景観」とは

ジャガイモ畑(帯広市)

十勝岳連峰(美瑛町)

～人々の暮らしや営みが映し出される光景、景色～

「風景外観。景色。眺め。また、その美しさ。」を意味し、長い時間の中で生活や産業といった営みが周りの自然や風景に重なり合い、私たちの目に映し出される光景を言います。

それは、地域の歴史を物語り、文化の積み重ねを通じて人々の暮らしを反映し、環境と地域社会との度合いを客観的に把握できるものです。

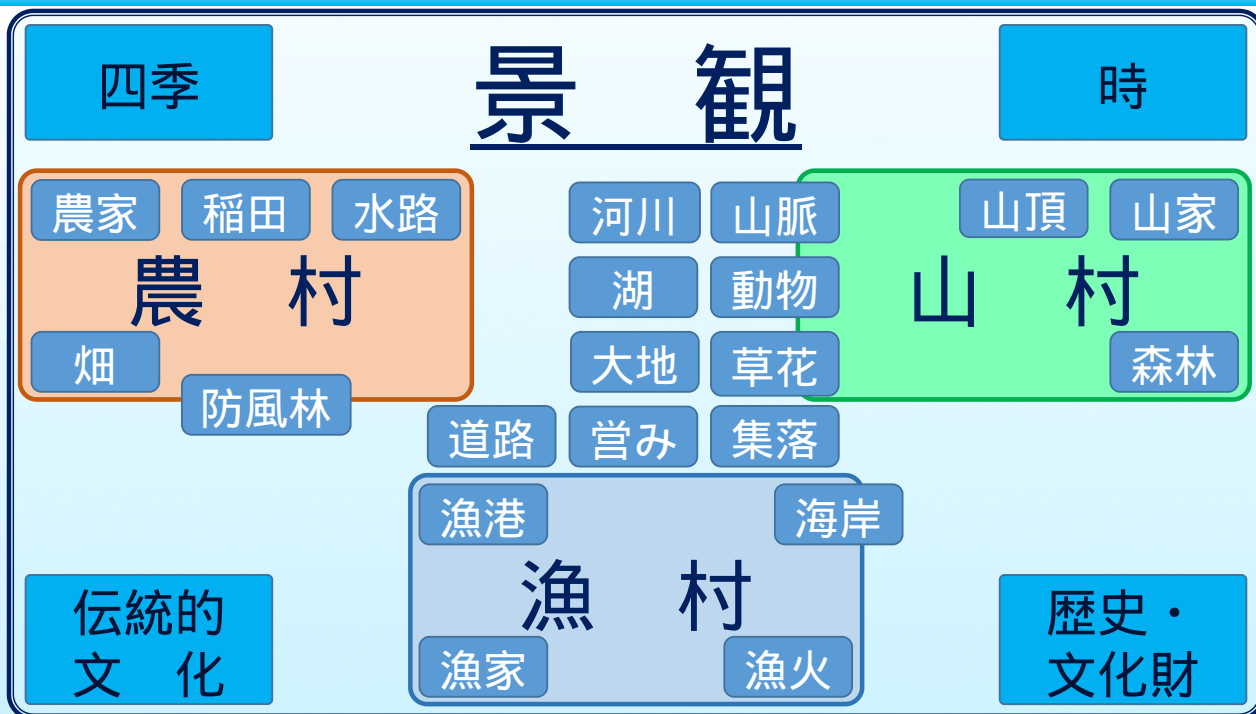


ラベンダー畑(上富良野町)



沙流川沿いの軽種馬牧場(平取町)

農山漁村の「景観」



地域固有の景観が形成されています。



朝焼けと雲の海(東神楽町)



本沢牧場(北見市)
北見市フォトコンテスト大賞



畑風景(美瑛町)



姥神大神宮渡御祭(江差町)



財田米の収穫From洞爺湖(洞爺湖町)



新嵐山展望台から見る十勝平野(芽室町)



小麦畑(美瑛町)



白糠港の夕日(白糠町)



マオイ丘陵(長沼町)



羊蹄山(倶知安町)

農山漁村の良好な景観形成

- ・ 日常のありふれた景色
- ・ 見慣れた風景

- ・ 旅行客や移住者などの人の目
- ・ 他の地域と比較など

地域らしさの発見

- ・ 地域の素材
- ・ 地域にふさわしい色彩
- ・ 環境と共生したライフスタイルや生産の姿 など

地域の個性や価値への**気づき**

地域の人々が、共有の財産として協働により、
景観を**守り**、**育て**そして**整えて**、
将来にわたって引き継ぐ(継続)

「**良好な景観**」は、地域への誇りや愛着を育み、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担う。

農山漁村の「景観」の活用

【地域の取組】

豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かした取組



【農山漁村の景観】

景観を「観光資源」にするなど、消費者がより魅力的に感じる景観をつくる

国内外から訪れる人々に、感動を与え続けることができる地域の特性を活かした景観をつくる

景観の魅力も高め、景観についてPR

【観光客が生産地に訪れる】

安心して美味しい食べ物が生産されている様子(景観)を伝えることで、生産物の良さを知る

美しい景観に感動した国内外の人々が、ここに住んでみたい、また訪れたいと思う

【地域活性化】

食のブランド力・観光地としての魅力が向上 など

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

・海岸保全施設新工法検討協議会

- | | | |
|---------------|--|----------|
| (1) 計画・指針等の名称 | 38 | 海岸保全基本計画 |
| (2) 事業名 | 38-1 | 高潮対策事業 |
| (3) 事業概要 | 担当部局：建設部土木局河川砂防課 近年、台風や低気圧が頻繁に来襲し、高波被害が発生するなどにより海岸防護の要望が多くなっている。 しかし、海岸事業の予算確保が厳しく、地域住民の要望に応えられることができていない状況である。 少ない予算の中で優先順位を考慮し整備を進めているが、要望になるべく多く対応できるよう、効果的であり経済的な海岸保全施設の工法を検討する「海岸保全施設の新工法検討協議会」を開催する。 海岸事業の担当者が集まる「海岸保全施設の新工法検討協議会」において、景観を考慮するにあたり「北海道公共事業景観形成指針」に沿った海岸保全施設の工法検討を進めるための、講話をお願いしたい。 | |
| (4) 事業内容 | 令和元年度 第2回海岸保全施設新工法検討協議会 ・令和2年(2020年)3月18日に開催 ・有識者、コンサル及び道関係部局等で構成する協議会 | |

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

令和2年(2020年)3月18日に開催された「令和元年度 第2回海岸保全施設新工法検討協議会」にて、「景観について」を議題に「海岸保全」と「景観の配慮事項」について、別添「海岸保全基本計画」についての資料により、出席者に説明を行った。

3 審議会委員からの意見等

- (1) 第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)
 - ・当事業において、景観を1つの考えるべきプロセスとして支援。
- (2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)
 - ・事業のニーズをキャッチしていくスタイルが必要。

4 連携実施結果

担当部局である河川砂防課より、別添「海岸保全基本計画」についての資料に基づき出席者に説明し、「景観についても配慮しないといけない」との認識をしていただいた。
次年度につきましては、より一層、検討協議会に景観への意識を向上していただくため、継続して担当部局との調整等を行っていく。

【資料：連携事業】

1. 令和元年度 第2回海岸保全施設新工法検討協議会

- (1) 目的 新工法（ソイルセメント工法）で試験施工を実施し、試験結果や計算結果の報告と、新工法に対する意見交換を行うことを目的とした検討協議会
- (2) 開催日 令和2年(2020年)3月18日
- (3) 構成等 有識者、コンサル及び道関係部局等で構成する協議会
- (4) 内容 ソイセルセメント堤防の試験結果報告
ソイセルセメント堤防の吸着率・有効間隔率に対する課題について
ソイセルセメント堤防の地震力に対する照査について
景観について
- (5) 連携 「議題4 景観について」にて、海岸における公共事業の実施にあたって、別添「「海岸保全基本計画」について」の資料を作成して(資料提供)、担当部局の河川砂防課より出席者に説明を行っていただいた。
【内容】
・「海岸保全基本計画」における景観の位置づけ
・「北海道公共事業景観づくり指針」の海岸における景観への配慮事項等

「海岸保全基本計画」について

道では、平成 11 年の海岸法の改正を受け防護・環境・利用の調和した海岸保全に関する基本的な方針を明らかにするとともに、地域の意向を反映させるため、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して沿岸海に整合のとれた海岸の保全を実施するための基本計画を策定しています。



1 北海道の海岸保全基本計画について

一体の海岸の区分（沿岸）は、地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して、9つの沿岸に区分し、個別の検討委員会を設けて検討を行い、基本計画を策定しています。

(1) 海岸保全基本計画で定める基本的な事項について

海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

この「海岸保全基本計画」は、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取並びに関係住民の意見を反映する手続きを経て、定めています。

(2) 沿岸の主な問題点と課題

越波、浸水、海岸浸食
 美しい海岸景観や自然環境の保全
 防護施設の老朽化
 利便施設や海岸利用の向上と安全
 構造物の増加による景観の悪化
 海岸漂着物等
 など

【住民の主な意見等】

砂浜等の海岸浸食による生活や景観への影響
 海岸景観や自然環境に配慮
 地域住民等の生活の安全を確保
 水質汚濁による生物への影響、海岸景観を阻害
 歴史や文化の保存と伝承
 など

(3) 主な基本方針

安心して暮らせる海岸づくり
防災に強い地域づくり
豊かな自然環境と景観の保全
自然環境と景観と調和する施設整備
貴重な歴史と文化を活かす海岸づくり
海と触れあえる海岸づくり
など

【主な施策】

防護：景観や環境に配慮した海岸整備、
安全な海岸保全施設の維持・整備、
砂浜の保全 など

環境：海岸景観の保全、
自然環境・景観と調和する施設整備の促進、
海岸の清掃活動・教育活動などを支援 など

利用：利用者に対するマナーの啓発活動、
利用形態に配慮した施設整備、
利便性と快適性の向上 など

2 「景観」について

公共事業の実施にあたって、地域の景観を保全していくために「北海道公共事業景観づくり指針」が定められており、海岸事業につきましても、景観への配慮が求められています。

【北海道公共事業景観づくり指針（抜粋）】

1 目的

この指針は、優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を生かし、かつ時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、道が実施する公共施設の建設その他の公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。

【背景】

公共事業は、その規模や公共性から、地域の景観に及ぼす影響が大きく、また、住民の生活に直接利便性や快適性をもたらすことから住民の関心も高く、地域の景観づくりへの役割も大きく、今後、公共事業の実施にあたっては、機能性、経済性及び安全性など様々な視点からの検討と同様に、より快適な環境づくりや持続可能な地域づくりを進める観点に立ち、北海道ならではの雄大な自然景観、農林水産業などの産業活動を背景に形づくられた景観、あるいは北国の気候風土、地域の歴史や文化を生かしたまちの景観を守り、創り、整えていくことに十分な配慮をすることが大切であるため。

4 段階別指針

(2)計画・設計・実施段階

事業の計画・設計・実施にあたっては、「調査・構想段階」の指針を踏まえた上で、景観を考える際に基本となる要素ごとの「要素別指針」及び事業ごとに「事業別（施設別）指針」に適合するよう努める。

また、遠景、中景、近景等の異なる視点からの景観に配慮するとともに、事業の目的等を勘案しつつ事業地内において景観を損ねている要素の修景にも努める。

事業別（施設別）指針

ク 海岸

海岸は、古くから海草、魚介類等を採取する場として、人間生活に深いかわりを持ち、自然とのふれあいや景観を楽しむための場ともなっている。また、海岸保全施設は、背後地の人命や資産を高潮や津波等から防護するという役割を担っている。

- ・自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努める。
- ・海岸保全施設の整備にあたっては、親水性の確保に配慮するとともに、周辺景観との調和に努める。

（所管：道建設部まちづくり局都市計画課）

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

・全道都市公園主管部課長会議

- | | | |
|---------------|------|--|
| (1) 計画・指針等の名称 | 48 | 北海道みどりの基本方針 |
| (2) 事業名 | 48-1 | 都市公園事業 |
| | | 担当部局：建設部まちづくり局都市環境課 |
| (3) 事業概要 | | 都市公園は、住民のレクリエーションや憩いの場であるとともに、多様な防災機能、良好な景観創出、環境問題の改善効果など、多面的な効用のある重要な都市施設です。これまでの整備拡大だけではなく、計画的なストックマネジメントや防災公園の整備による都市防災の推進、都市公園の機能の再編による地域の活性化などに、関係市町とともに取り組んでいます。 道立公園については、現在11箇所を供用しています。老朽化が進む施設の改築更新、トイレ等のバリアフリー化、公園施設の耐震化、再整備による施設のリニューアル等に取り組んでいます。また、近年は都市公園等における災害被害も多発しており、被害を受けた市町の公園等の災害復旧に係る指導監督事務も行っています。 |
| (4) 事業内容 | | 全道都市公園主管部課長会議 ・令和元年(2019年)8月29日 ・市町村及び振興局職員が対象(70名程度) |

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

令和元年度事業に関する情報収集等を実施。

3 審議会委員からの意見等

- (1)第47回北海道景観審議会(令和元年10月30日開催)
- ・最新情報を市町の方々に提供しつつ、どういふ都市公園を考えるべきなのか話を持って行けるようにするには、どうすればいいかを議論できるいい。
- (2)令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年1月15日開催)
- ・双方の会議で連携して、景観の情報を発信していくこと。
 - ・都市公園は、景色として素晴らしく、特に北海道で実施する事業の道立公園は、大きな公園が多い。札幌市以外の市町村における都市公園では、北海道の基本計画に基づき、街中でも整備している例もあり、街なみ景観が美しくなる事例も結構あることから、十分に紹介していく余地はある。
 - ・公園の整備する目的の1つに、都市景観を美しくするというものもある。

4 連携実施結果

当年度に実施した会議資料等と、北海道景観審議会からのご意見等を踏まえて、令和2年度の連携に向けた検討を行う。

【資料：連携事業】

1. 全道都市公園主管部課長会議

(1) 目的 全道の市町の都市公園主管部課長を対象に、都市公園行政に関する情報提供等を行う

(2) 開催日 令和元年(2019年)8月29日

(3) 構成等 市町村及び振興局職員が対象(70名程度)

(4) 内容 公園事業に関する情報提供

・講師 国土交通省北海道開発局

・内容 都市公園における最近の動向

都市緑地法等の一部を改正する法律(H29.5.12成立)概要

公募設置管理制度(Park-PFI)の特徴

都市公園ストック再編事業(機能の再編・立地の再編)

ガーデンツーリズムの推進 等

都市公園の管理について

・講師 北海道建設部まちづくり局都市環境課

・内容 都市公園の安全管理について

都市公園事業の実施等について

・講師 北海道建設部まちづくり局都市環境課

・内容 令和元年度会計検査結果について

公園施設長寿命化計画について

事業調整について

災害発生時の連絡体制等について

都市公園事業の予算等について

・講師 北海道建設部まちづくり局都市環境課

・内容 都市公園事業予算(社会資本整備総合交付金)の動向について

公園施設長寿命化対策について

「北海道の公園 150年記念誌」作成について

(5) 連携 事業に関する情報収集等を実施

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

- ・「北の住まいるタウン」検討協議会
- ・「北の住まいるタウン」地域協議会
- ・「北の住まいるタウン」まちづくりセミナー

| | |
|---------------|---|
| (1) 計画・指針等の名称 | 49 北の住まいるタウン |
| (2) 事業名 | 49-1 北の住まいるタウン普及啓発等事業 担当部局：建設部まちづくり局都市計画課 |
| (3) 事業概要 | 「北の住まいるタウン」の取組を推進するよう、モデル両町の地域計画に基づき、地域協議会の開催支援を行うとともに、検討協議会、事例見学ツアーやまちづくりセミナーを開催するほか、平成29年度末に作成した実践ガイドブックを更新することにより、「北の住まいるタウン」のより一層の普及啓発を図る。 |
| (4) 事業内容 | 「北の住まいるタウン」検討協議会 ・令和2年(2020年)3月に書面開催 ・有識者等により構成 「北の住まいるタウン」地域協議会 ・地域住民による協議会（モデルの当別町及び鹿追町にて開催） ・市町村及び地域住民等で構成 「北の住まいるタウン」まちづくりセミナー ・令和2年(2020年)1月22日に開催 ・定員50名を募集 |

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

令和元年度事業に関する情報収集等を実施。

3 審議会委員からの意見等

- (1)第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)
 - ・「防災」という新しいファクターがあり、どういう位置づけになるかを待ちながら、関係を整理して調整を図る。
- (2)令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)
 - ・この事業は、市町村において問題となっていることを題材に取り組みを行っているが、来年度のテーマなのか不明であるため、少し注視していく。

4 連携実施結果

当年度に実施した会議資料等を参考し、当年度に実施した会議資料等及び北海道景観審議会からのご意見等を踏まえて、令和2年度の連携に向けた検討を行う。

【資料：連携事業】

1. 「北の住まいるタウン」検討協議会

- (1) 目的 北海道の優位性が活かされ、地域特性に応じ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する。誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域である「北の住まいるタウン」の推進に向け、様々な意見を聴取するために設置した協議会であり、まちづくりについての検討を行っていく。
- (2) 開催日 令和2年(2020年)3月 書面開催
- (3) 構成等 有識者等で構成
- (4) 内容 北の住まいるタウンの取組について
- モデル市町村(当別町と鹿追町)の取組総括について
- 検討協議会防災ワーキンググループの検討結果について
- 今後の進め方について
- (5) 連携 事業に関する情報収集等を実施

2. 「北の住まいるタウン」地域協議会

- (1) 目的 北海道が、「北の住まいるタウン」モデル市町村として選定した市町村において、コンパクトなまちづくりや低炭素化資源循環及び生活を支える取組を一体的に進める。
- (2) 開催日 地域住民による協議会(モデルの当別町及び鹿追町にて開催)
- (3) 構成等 市町村及び地域住民など
- (4) 内容 当別町
- ・立地適正化計画を策定に向けての取組 コンパクトなまちづくり
 - ・北海道医療大学と町の大学連携推進協議会による「学生住居1,000人プロジェクト」を展開 学生の町内移住促進を目指す
 - ・「当別町の地域医療のあり方検討会議」を実施 福祉事業者等との誘致に向けた協議を実施
 - ・小中一貫校の整備、北海道医療大学生の町内居住、再生可能エネルギー(木質バイオマス)の導入、地域交通(コミュニティバス)の確保など 町民の安全安心な暮らしづくりの推進
- など
- 鹿追町
- ・幼小中高を通じて「英語教育」、姉妹都市への高校生留学、地質遺産ジオパークを活かした「環境教育」など 特色ある一貫教育を継続実施
 - ・バイオガスプラント発電によるFIT売電、その余剰熱を活用したチョウザメ飼育やマンゴー・サツマイモなどの栽培、水素エネルギーの実証実験など 新産業創出、再生可能エネルギー活用などの取組
 - ・北の住まいるタウンの取組として行われた「100人ひらめき会議」から町民プロジェクト 町民交流や地域コミュニティ形成に向けた取組
- など
- (5) 連携 事業に関する情報収集等を実施

3. 「北の住まいるタウン」まちづくりセミナー

(1) 目的 道内の様々な地域でも課題とされるテーマについて、道内外の先進事例に学ぶ。

(2) 開催日 令和2年(2020年)1月22日

(3) 構成等 定員50名を募集

(4) 内容 テーマ1 北の住まいるタウンのモデル市町村の取組
当別町

- ・講師：当別町企画部まち再生室 室長 乗木 裕 氏
- ・内容：公共施設再編による市街地再生と地域商社による道の駅の運営
現在策定中の立地適正化計画と学生や様々な人が集える場づくり、賑わい創出の取組を紹介 など

鹿追町

- ・講師：鹿追町建設水道課 課長 大上 朋亮 氏
- ・内容：バイオガスプラントの取組と、しかおい100人ひらめき会議から生まれた町民プロジェクト
バイオガスプラントで厄介ものをエネルギーに変え、余熱利用で新産業や雇用の創出につながる取組を紹介 など

意見交換

テーマ2 立地適正化計画等の活用による持続可能なまちづくり

新潟県見附市

- ・講師：見附市建設課副主幹兼都市計画課 係長 武石 明彦 氏
- ・内容：「スマートウェルネスみつけ」の実現
～都市部と村部が持続する歩いて暮らせる健幸都市～
都市機能の集約をはかる区域で公共施設の再編、コミュニティバスによる回遊性の向上、「歩こう条例」ウォーキングロード等の歩ける環境の整備を紹介。

兵庫県西脇市

- ・講師：西脇市建設水道部都市計画課 主査 松原 正佳 氏
- ・内容：西脇流コンパクトシティを目指して
～2拠点の形成とつながるまち～
人口減少が進む中心市街地と新興住宅エリアを核とした2つの都市機能誘導区域と、それを囲む居住誘導区域を設定。
人口減を見据えた施策や産業と連携した取組を紹介。

意見交換

(5) 連携 事業に関する情報収集等を実施

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

・北海道空き家等対策連絡会議

- | | | |
|---------------|------|---|
| (1) 計画・指針等の名称 | 52 | 空き家等対策に関する取組方針 |
| (2) 事業名 | 52-1 | 空き家対策推進事業 担当部局：建設部住宅局建築指導課 |
| (3) 事業概要 | | 「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対する支援などを実施する。 |
| (4) 事業内容 | | 北海道空き家等対策連絡会議 ・令和元年(2019年)7月24日と 令和2年(2020年)2月19日に開催 ・道(建築指導課及び関係課)、市町村及び関係団体(宅建協会、 司法書士会、建築士会等) (200名程度) |

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

令和2年(2020年)2月19日に開催された「北海道空き家等対策連絡会議」にて、「空き家対策と景観について」を情報提供として、景観の価値について説明し、地域の良好な景観に形成していくための一つに「空き家等の対策」があり、これらの取組により景観が保全していくことで地域の活性化に繋がる旨の報告を行った。

3 審議会委員からの意見等

- (1)第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)
 - ・地域の景観というところに重要なファクターがあり、幅広の連携の検討が必要。
 - ・景観との関係のつくり方を具体的にして、アクションを起こしていくことが必要。
- (2)令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)
 - ・事務局が出席し、景観に関する情報提供をした後に、会議の出席者からいろいろニーズや、特に景観の問題について話が聞くことができると、連携の形が見えると思う。

4 連携実施結果

次年度の連携に向けて、出席者の構成を考慮した内容に改善するため、担当課との調整等を行う。

【資料：連携事業】

1. 北海道空き家等対策連絡会議

- (1) 目的 先進事例や各種施策等について、情報共有・意見交換を行う。
(年2回程度開催)
- (2) 開催日 令和元年(2019年)7月3日
令和2年(2020年)2月19日
- (3) 構成等 道(建築指導課及び関係課) 市町村及び関係団体(宅建協会、司法書士会、建築士会等) (100名程度)
- (4) 内容 令和元年(2019年)7月3日開催
説明：空き家対策の推進のための制度等について
講師 国土交通省北海道開発局
内容 (一)空き家の現状
(二)空き家対策の概要
(三)空き家対策総合支援事業
(四)空き家再生等推進事業
(五)全国空き家対策推進協議会について 等
講演：「小さなまちならではのニーズ先取り企画提案型空き家流通加速化事業について」
(平成30年度空き家対策の担い手強化・連携モデル事業)
講師 下川町ふるさと開発振興公社
内容 (一)下川町の空き家対策の取組状況
(二)事業の背景・概要・内容
情報提供：北海道の空き家対策について
講師 北海道建設部住宅局建築指導課
内容 (一)空き家等の活用の推進
北海道空き家情報バンク、北海道空き家等対策連絡会議
(二)市町村への支援
情報収集・提供・調査研究、モデル市町村への支援、大規模空き建築物対策
(三)道民への周知・啓発
「空き家ガイドブック」による周知・啓発、空き家相談会の開催(札幌・旭川・函館・帯広)

令和2年(2020年)2月19日開催

- 講演：「人口減少社会のまちのデザイン
空き家の活用のコンテンツとマネジメント」
講師 株式会社 グローカルデザイン 代表取締役 酒本 宏
内容 (一)地域コミュニティにおける空き家の活用
(二)まちなか・商店街における空き家の活用
(三)交流・観光の小さな拠点としての空き家の活用

情報提供

- 「空き家対策制度の改正等について」・・・北海道開発局事業振興部都市住宅課
「空き家対策と景観について」・・・道建設部まちづくり局都市計画課
「空き家等対策計画の策定について」・・・道建設部住宅局建築指導課

- (5) 連携 情報提供「空き家対策と景観について」
令和2年(2020年)2月19日に開催された「北海道空き家等対策連絡会議」にて、「空き家対策と景観について」を情報提供として、景観の価値について説明し、地域の良好な景観に形成していくための一つに「空き家等の対策」があり、これらの取組により景観が保全していくことで地域の活性化に繋がる旨の報告を行った。

空き家対策と景観について

北海道空き家等対策連絡会議
令和2年(2020年)2月19日(水)

北海道建設部まちづくり局都市計画課
基本計画・景観グループ

1

「景観」とは、

～人々の暮らしや営みが

映し出される光景、景色～

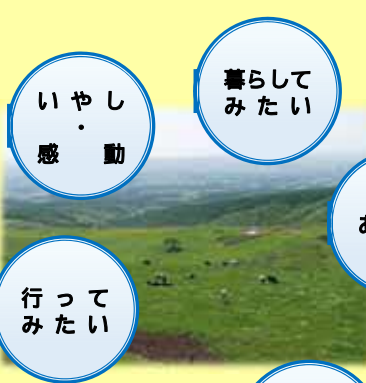
「風景外観。景色。眺め。また、その美しさ。」
を意味し、長い時間の中で生活や産業といった営み
が周りの自然や風景に重なり合い、私たちの目に映
し出される光景を言います。

それは、地域の歴史を物語り、文化の積み重ねを
通じて人々の暮らしを反映し、環境と地域社会との
度合いを客観的に把握できるものです。

2

景観の価値

地域の魅力の創出



地域の活力の創出



良好な景観

美しい風景

美しいまちなみ

心豊かな
人・コミュニティー



「良好な景観」を形成するには、

- ・一人ひとりが自分達の住んでいる土地にどのような景観があるのか「**気づき**」、
- ・地域の人々が協働により「**守り**」、**「育て**」、
- ・そして景観を損なうものは修繕や除却して「**整えて**」、
- ・将来にわたって引き継いでいくことです。

観光・産業

地域の財産
の保全

訪れたい観光地

賑わいある
街

エネルギーと
環境の両立

歴史ある
建物の
保存

空き家
空き店舗
空き地の
対策

食の
ブランド

周辺環境
に配慮

景観

情報発信

美しい自然

環境美化
活動

緑化

緑あふれる
公園

環境

暮らしてみたい街

暮らし

5

景観を阻害する建築物等



6

景観を阻害する建築物等

(イメージ画像)



北竜町「ひまわりの道」

7

景観を阻害する建築物等

(イメージ画像)



8

- ・日常のありふれた景色
- ・見慣れた風景

このままでは、何も変わらない

- ・旅行客や移住者などの人の目
- ・他の地域と比較など

地域らしさを発見

- ・地域の素材
- ・地域にふさわしい色彩
- ・環境と共生したライフスタイル など

地域の個性や価値への気づき

景観を守り、育てそして整えて、将来にわたって引き継ぐ

- ・空き家等の有効活用
- ・廃屋など、景観を阻害するものは除却 など

【地域活性化に繋がる】

「良好な景観」は、地域への誇りや愛着を育み、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担う。

- ・景観が「観光資源」 観光地としての魅力が向上
- ・地域がより魅力的になる 住んでみたい、また訪れたい など

【連携】会議又はセミナー等について

1 会議又はセミナー等

・道民カレッジ連携講座

- (1) 計画・指針等の名称 52 北海道教育推進計画
- (2) 事業名 52-1 ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ（道民カレッジ）事業
- (3) 事業概要 担当部局：教育庁総務政策局教育政策課
産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図る。
- (4) 事業内容 道民カレッジ連携講座
・道民カレッジの趣旨に賛同する市町村や大学、民間団体等が実施する講座やセミナーを、道民カレッジ連携講座として募集・登録し、コース別に分類して広く道民に情報提供を行っている。

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

道民カレッジの目的や要件にあう対応が可能か検討を行う。

3 審議会委員からの意見等

(1) 第 47 回北海道景観審議会(令和元年 10 月 30 日開催)

- ・景観から何か提供が出来ないか検討。
- ・景観との関係のつくり方を具体的にして、アクションを起こしていくことが必要。

(2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和 2 年 1 月 15 日開催)

- ・道民カレッジ連携講座との可能性を抹消するのではなく、関係を続けながら、相手からの提案をいただいた内容を検討しながら協力するような流れでは進めてはどうか。
- ・確認事項等

部会委員： 教育庁は、「道民カレッジ連携講座」にて何か景観に関する情報提供の機会として使っていただきたいという意図だったのか。

道民カレッジ連携講座は、いろいろな講座があり、大学でも一般向けの公開講座が指定になっていたりし、道民カレッジのプログラムにて、景観に関係があるような講座があったりするのではないかと考えました。

事務局： 教育庁では、小学校等の生徒たちに景観の学習するための教材である「景観学習」に注目して、景観学習的な形で実施できなかとのご提案を受けましたが、この景観学習は、現在、無料でネットからダウンロードして使用できる状況であるが、作成してから 10 年以上経過している。

このことから、内容の精査、講座の対応及び情報発信の方法なども含めを検証する必要がありと考えている。

4 連携実施結果

道民カレッジの目的や要件にあうか、また委員・職員・景観整備機構等による講座を設けることが可能かなどを継続して検討を行う。

【連携】道職員向けの研修会等について

1 道職員向けの研修会等

- ・ 農村ツーリズム担当行政職員等研修
- ・ 各種研修会及びセミナー

| | | |
|---------------|------|---|
| (1) 計画・指針等の名称 | 25 | 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針 |
| (2) 事業名 | 31 | 公共事業景観づくり指針（治山） |
| | 25-1 | 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業 |
| 担当部局 | 31-1 | 治山事業 |
| | 25-1 | 農政部農村振興局農村設計課 |
| (3) 事業概要 | 31-1 | 水産林務部林務局治山課 |
| | 25-1 | 農村ツーリズム担当行政職員等研修会 ・ 道北・オホーツクブロック 令和元年(2019年)8月26日開催（場所：旭川市） ・ 道央・道南ブロック 令和元年(2019年)9月3日開催（場所：札幌市） ・ 道東ブロック 令和元年(2019年)9月18日開催（場所：釧路市） |
| | 31-1 | 治山事業技術者の知識や技術などの向上に向けた各種研修会やセミナーを実施 |

2 連携内容

令和元年度事業に関する情報収集等を実施。
令和2年度の実施に向けて、年間の計画・内容などの調整を行う。

3 審議会委員からの意見等

- (1) 第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)
 - ・ どのように景観とフィットして連携できるか考えていくことを検討。
- (2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)
 - ・ 特になし

4 連携実施結果

当年度実施した研修内容の参考にし、令和2年度の連携に向けて調整を行う。

【連携】情報発信等について

1 情報発信等

- (1) 計画・指針等の名称 10 北海道海岸漂着物対策推進計画
事業名 10-1 海岸漂着物等地域対策推進事業
(担当部局) (環境生活部環境局循環型社会推進課)
【事業概要】 市町村及び地域NPOの構成員等に対し、海岸漂着物対策推進協議会等の中で、関係機関の取組内容や事業実施状況等について情報提供。
- 15 北海道文化振興指針
15-8 文化振興事業費(文化発信拠点づくり推進事業費)
(環境生活部文化局文化振興課)
【事業概要】 道民共有の貴重な財産である赤れんが庁舎を、北海道の多様な文化芸術活動の発表の場などの文化の発信拠点として活用を図るため道HPで掲載。
- 25 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針
25-1 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業
(農政部農村振興局農村設計課)
【事業概要】 農村ツーリズム(農たび・北海道)の取り組みに関心を持ってもらうため、ロゴマークやポスターによるPRや農たびfacebookにより関連情報を発信。
- 48 北海道みどりの基本方針
48-1 都市公園事業
(建設部まちづくり局都市環境課)
【事業概要】 パネル展：年に1度、道立都市公園や北の造園遺産について、道庁1階ロビーでパネル展を実施。
- 52 空き家等対策に関する取組方針
52-1 空き家対策推進事業
(建設部住宅局建築指導課)
【事業概要】 空き家の適正管理等を記載した「空き家ガイドブック」を作成し、市町村の窓口等を通して配付するとともに、建築指導課のホームページ等を活用して周知。

2 連携内容

相互に事業をPRできる普及啓発チラシの検討を行っており、チラシ及び情報の発信方法(案)が用意でき次第、関係部局との調整を行う。

パネルについては、普及啓発チラシをベースにしてデザインを検討する。

【検討】

- ・行政の視点だけではなく、一般の方々の視点をすごく大事にしていきたい。
- ・一般の方が見たとき、道のホームページは、堅い言葉とか専門的な言葉が多いことから、道民の方々のニーズやどういう見方をしているのかの視点で、わかりやすい言葉をキャッチフレーズにして集約し、道民の方からでも検索しやすい言葉をイメージ。
- ・「景観」がホームページの中心となり、関連事業とリンクして情報発信していく方法。
- ・「景観」という1つのキーワードから、興味のある事業等に関するホームページに入ることができれば、地域住民あるいは行政職員も、自分の市町村が取り組むことができる施策や事業等を理解してもらえやすくなる。
- ・「景観の意識を高める」というのは、ビジョンでいう「気づきを促す」ことであり、景観行政及び関連施策の事業とも効果を求めることができるのではないかと。

3 審議会委員からの意見等

(1) 第 47 回北海道景観審議会(令和元年 10 月 30 日開催)

- ・「ほっかいどう景観だより」などによって、情報をリンクさせていくか必要。
- ・建物を景観的にどう位置づけていくか、位置づけているものは、更に景観とリンクしてつなげていくことが必要。
- ・様々な地域に点在する文化資産を、重要景観建築物として指定することで事業がやりやすくなるが、指定が進んでいないため、市町村に、事業を紹介するなどの支援していくことが必要。

(2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和 2 年 1 月 15 日開催)

- ・それぞれの部局の事業の目的自体についても、理解した上で調整した方が、手戻りが少ない。
- ・今後の段階で、「空き家等対策」、「住みいるタウン」などが、どういう目的なのか確認したい。
- ・「景観」は、最もインスタとか相性が良いと考えており、写真と簡単な言葉で伝えることができる。特に若い人達のほとんどはインスタを使用していることから、リンク先としてインスタグラムとかのツールを使うと良い。
- ・北海道ホームページに、インスタのリンクを貼って、双方で行き来出来る設定ができればいい。
- ・ポスターやパネルなどに、読み込むQRコードを付けることで、北海道のホームページに入るきっかけになるのでは。
- ・北海道のホームページを検索する人は、仕事や必要に駆られている人だと考えられることから、ポスターやパネルには、ダイレクトに必要なホームページに1回の動作で入れる仕組みがあるといい。
- ・道民に対して「景観への意識を高める」、一方で各関連施策をされている事業担当や市町担当者に対しても重要であるため、対象者をはっきりさせてターゲットに何を伝えるのかが重要。このことから、関連施策との連携のために、各部署にターゲットが誰かをリサーチすることで、景観の意識を高める相手が明確になり、またキャッチフレーズとかも見えてくる。情報やデザインについても、関係部署から聞き取ることは非常に重要。
- ・北海道のホームページに、海岸漂着物のない綺麗な海・海岸の写真1枚が載せて、インスタグラムなどにリンクすることで、道民とかが見にくるかもしれない。景観形成に良い取組などの写真もストックをしつつ、景観に繋がってPRができる仕組みなど、もっと工夫の余地がある。

4 連携実施結果

情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討までとなった。

令和2年度内の連携に向けて、チラシの見直し(一般の方がチラシを見て、記載している内容が理解しやすいように図式化する方向で再検討)及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、関係部局との調整を行う。

【資料：検討状況】

令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年1月15日開催)以降の検討状況について

1 審議会委員からのご意見を踏まえたチラシ及びポスター等の検討

(1) 写真の活用

写真の活用する方向で検討。文字や写真により、記載内容が多くなり、写真の効果が薄くなっているため

- ・ 全体的なバランス
- ・ 写真により効果的に活用できる方法の検討が必要。

対策：写真の効果を上げるために「景観」としての代表的な写真を背景全体に入れるなどの工夫が必要。



(2) QRコードの活用

QRコードを取り入れたことにより、記載している情報量が多くなったため、全体的なバランスの見直しが必要。

(3) 構成の見直し

関係部局と調整等し、各事業の「ターゲット」(地域住民又は市町村職員など)を特定し、(1)と(2)も踏まえた「効果」を図式化することが必要。

チラシ(令和2年3月現在)

1(1)~(5)の検討事項を踏まえて、再度見直す。

(4) 情報発信方法について

- ・ 当課と関係部局のホームページがリンクし、相互に情報発信ができる仕組みを検討。

(5) インスタグラムへの検討

- ・ ホームページとインスタグラムを活用した情報発信方法の仕組みを検討。
- ・ 掲載する写真を収集する方法を検討。

ただし、効果的かつ継続可能な環境づくりが必要であるため、検討しながら進めていきたい。

2 令和2年度の実施について

令和2年度では、関係部局と調整を行いし、効果的な情報発信が行えるようにする。

【連携】情報発信等について

1 情報発信等

・地域生涯学習活動実践交流セミナー

- (1) 計画・指針等の名称 52 北海道教育推進計画
- (2) 事業名 52-1 ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ（道民カレッジ）事業
- (3) 事業概要 担当部局：教育庁総務政策局教育政策課
産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図る。
- (4) 事業内容 令和元年度地域生涯学習活動実践交流セミナー
・令和2年(2020年)2月13日から14日に開催(二日間)
・市町村及び市町村教育委員会事務局職員、各種審議会委員（社会教育委員、生涯学習審議会委員等）社会教育関係団体職員、生涯学習関連施設職員（公民館主事、図書館司書、学芸員）等が対象

詳細は、「【資料：連携事業】」を参照

2 連携内容

地域生涯学習活動実践交流セミナー(令和2年(2020年)2月13~14日実施)のパネル展示にて、「景観学習」に関するパネルを展示した。

また、セミナー1日目(事例発表)の一部に参加し、地域でどのような取り組みが行われているのか確認した。

3 審議会委員からの意見等

- (1)第47回北海道景観審議会(令和元年10月30日開催)
- ・景観から何か提供が出来ないか検討。
 - ・景観との関係のつくり方を具体的にして、アクションを起こしていくことが必要。
- (2)令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年1月15日開催)
- ・道民カレッジ連携講座との可能性を抹消するのではなく、関係を続けながら、相手からの提案をいただいた内容を検討しながら協力するような流れでは進めてはどうか。

4 連携実施結果

地域生涯学習活動実践交流セミナーのパネル展示にて「景観学習」に関するパネルを展示し、一日目の事例発表に参加し、研究テーマ「地域づくりの担い手育成に向けた行政と住民の連携・協働防災・減災～災害に負けない地域コミュニティの形成～」として、14管内の社会教育主事会(市町村教育委員会)より地域における取組事例を踏まえ、令和2年度の連携に向けた検討を行う。

【資料：連携事業】

1. 令和元年度地域生涯学習活動実践交流セミナー

- (1) 目的 本道における生涯学習活動の一層の推進を図るため、実践事例の交流等を通し、北海道における生涯学習活動推進上の課題解決を図る。

【研究テーマ】地域づくりの担い手育成に向けた行政と住民の連携・協働
～災害に負けない地域コミュニティの形成～

- (2) 開催日 令和2年(2020年)2月13日から14日(二日間)

- (3) 構成等 市町村及び市町村教育委員会事務局職員、各種審議会委員(社会教育委員、生涯学習審議会委員等)、社会教育関係団体職員、生涯学習関連施設職員(公民館主事、図書館司書、学芸員)等

- (4) 内容 テーマ説明(北海道立生涯学習推進センター主査)
「社会教育行政の役割」「社会教育職員の役割」を整理するために「まんだらチャートを使用することを説明した。

情報提供(北海道立生涯学習推進センター主幹)

道内市町村における社会教育主事の自主設置を促進するための新たな支援方策として、道教委が社会教育主事講習を実施し、受講しやすい期日・場所で講習を開催する予定であることを説明した。

事例発表

道北ブロック

- 【宗谷】礼文町教育委員会 : 宗谷管内ジュニアリーグ-研修会が目指す地域コミュニティ像
【留萌】小平町教育委員会 : 避難所運営ゲーム『さすけなふる』の活用について(仮)
【上川】中富良野町教育委員会 : 上川管内社会教育主事会南部ブロック研究事業『ふらの冒険王』

道東ブロック

- 【根室】根室市教育委員会 : 防災・減災を通じた人と人とのつながり
【釧路】厚岸町教育委員会 : 地域指導者の発掘と養成～人づくりに寄与する『まなviva厚岸』の取組
【十勝】本別町教育委員会 : ほんべつ元気学宿と地域の関わり
【オホーツク】置戸町教育委員会 : 野外音楽フェスを通じた人材育成・地域づくり

道南ブロック

- 【日高】浦河町教育委員会 : 日高管内における青少年のリーグ-養成について
【胆振】厚真町教育委員会 : 平成30年度北海道胆振東部地震被災地におけるこどもの居場所づくり～災害前後のつながりから生まれた活動の一考察～
【渡島】木古内町教育委員会 : 渡島社会教育主事会研修会の取り組みから～防災冬キャンプ～
【桧山】今金町教育委員会 : 地域学校協働活動からみた担い手育成に向けた取組

道央ブロック

- 【石狩】石狩市教育委員会 : 働き世代の積極的な地域参加を促すための研究
【空知】新十津川町教育委員会 : 防災教材『空知版クイズトゲーム』の作成と今後の取り組みについて
【後志】喜茂別町教育委員会 : 青年組織によるコミュニティづくりについて

講演：災害に負けない地域コミュニティについて
講師 福島大学つくしまふくしま未来支援センター
特任教授 天野 和彦 氏
内容 社会教育が市民活動を高めることで、地域力が高まる。地域力の高まりが「災害に負けない地域コミュニティ」につながる

資料展示・VTR放映
・「景観学習」のパネルを展示

研究協議：地域コミュニティの形成に向けた社会教育行政の役割
進行 北海道社会教育主事会協議会会員
内容 一日目：グループでまんだらチャート作成
「災害に負けない地域コミュニティ」に必要な「要素」を8つ挙げ、次に「要素」を地域コミュニティに根付かせるために必要な「社会教育行政職員の役割」、「社会教育行政の役割」を整理。
二日目：会場ごとに1枚のまんだらチャート作成
グループが作成した「まんだらチャート」でコンペを行い、有効な「社会教育行政職員の役割」、「社会教育行政の役割」を抽出し、1枚のまんだらチャートにまとめた。

「令和元年度 地域生涯学習活動実践交流セミナー 事業報告」を参照

(5) 連携

情報発信：「景観学習」のパネルを展示
・地域生涯学習活動実践交流セミナー(令和2年(2020年)2月13~14日実施)のパネル展示にて、「景観学習」に関するパネルを展示
・セミナー1日目(事例発表)の一部に参加し、地域でどのような取り組みが行われているのか確認



事例発表



資料展示（景観学習パネルを展示）



【連携】その他

1 その他

・道路の無電柱化

- | | | |
|---------------|------|---|
| (1) 計画・指針等の名称 | 33 | 公共事業景観づくり指針（道路） (50)（公共事業景観づくり指針（道路）（電線地中化含む）） |
| (2) 事業名 | 33-1 | 蘭越二セコ倶知安線無電柱化事業（防災安全交付金） 担当部局：建設部土木局道路課 |
| (3) 事業概要 | | 景観法に基づく景観地区内における道路の無電柱化 |
| (4) 事業内容 | | 道路の無電柱化 |

2 連携内容

蘭越二セコ倶知安線無電柱化事業については、今年度、事業終了。

当事業の推進は、「北海道景観形成ビジョン」の「基本方針1：関係施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に該当する事業である。

「北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり」の「無電柱化による景観の保全を促進」

3 審議会委員からの意見等

(1) 第47回北海道景観審議会(令和元年(2019年)10月30日開催)

- ・この他の地域に展開していくことが重要。
- ・景観の立場から、無電柱化によるメリットなどを説明して補強していくことが必要。
- ・単に電柱をなくすことだけではなく、その後の取組(歩道・道路景観、修景などの関連した事業)も実施していくことが必要であることから、今後も情報を報告すること。

(2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年(2020年)1月15日開催)

- ・景観行政を推進するということが、市町村にどれだけの地域にメリットがあるのかを伝えていくことがすごく大事な話。
- ・各担当部局が持っている事業が推進していくと、市町村が景観に関わることを実施していることにもなり、例えば街路整備によって、沿道景観が綺麗になることは、景観を整備していくこととなり、結果的に一歩も二歩も前進したこととなる。
- ・無電柱化事業の実施前後の写真について、都市計画のホームページでも紹介することで、景観がこんなに変わると市町村の担当者や道民に伝えられる。

4 連携実施結果

蘭越二セコ倶知安線無電柱化事業については、今年度、事業終了であるが、次年度以降についても、無電柱化事業に関する情報を収集に努め、審議会のご意見等も踏まえた情報発信などの検討を行う。

【連携】全体をとおして

1 審議会委員からの意見等

(1) 第47回北海道景観審議会(令和元年10月30日開催)

- ・具体的な施策を実施していくうえで、景観の観点から市町村等へアドバイスや要請をしなければならず、市町村との連携が絶対に必要不可欠。
- ・景観がハブとなり、分散しているものを連携して1つの受け皿の役割を果たす。
- ・連携する10の事業の展開、関連による新たな施策や事業との連携を検討していく。
- ・庁内連携は「北海道景観ビジョン」の基本方針1であり、これを推進していく中で、基本方針2、3及び4に反映する。

(2) 令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会(令和2年1月15日開催)

- ・景観賞というような形で、北海道でも行政が実施している農村、道路や公園事業に対して褒めてあげることが実施できるのであれば重要かと。また民間活動のような景観に関する取組、市町村の取組なども褒めてあげるとか必要かと。
- ・賞でなくても、特に北海道において、景観的に非常に良い取り組んだ事業について、優良な事例として紹介するのは実施した方が良い。
- ・この特別部会にて、事例等を出し合い、良い事例を発信していくために、作業部会的な感じでやってみるとか、いろいろな側面で景観に取り組んでいる事例を情報発信としてホームページ等に掲載し、ただ姿や形が綺麗だけではなく、その取組がどのようにして市民の人達と一緒に取組めるのかを発信できることで理解していただき、あわせて特別部会の目線でのメッセージを発信する場合も必要となるが、今は他とのリンクすることを頑張ってくださいますが、全部が事業サイドの土俵であることから、景観で1個は作ることが必要かと考えている。
- ・先ず何か連携事業やってみて、自由に作る必要であり、他の部局も良いものなのか、面倒なのか、ただ時間かかるものなのかがよくわからないため、チラシを作成した後に、特別部会にて揉むのが、一番と感じた。
- ・活動が活発な市町村に取り組みを紹介し、道で取り組む内容と市町村にて実際に取り組まれている事業とリンクして見せることで、その他の市町村からの視点からも目に見えて分かりやすくしていく、作戦もありと考えている。

2 連携実施結果

(1) 会議又はセミナー等

令和元年度の連携事業につきましては、参加者に景観への意識を向上していただくように取組を行ったが、具体的な取組方法などを取り入れた資料作成、審議会委員からのご意見等を踏まえて改善が必要。

情報収集のみ事業は、連携内容の検討。

(2) 道職員向けの研修会等

令和元年度は、事業の情報を収集して連携内容の検討結果、平成15年度に策定した「北海道公共事業景観づくり指針」の見直しが必要。

(3) 情報発信等

相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討まで。

「地域生涯学習活動実践交流セミナー」については、資料展示として「景観学習」のパネルを出展し、またセミナーの事例発表に参加して地域の取組を確認して、次年度以降の取組に向け検討。

(4) ガイドライン等の策定及び見直し

令和元年度は、「北の住まいるタウン普及啓発等事業」のみで、「防災」の視点で取組が行われていたことから、令和2年度以降に情報収集と連携の検討。

(5) その他(景観との連携)

無電柱化事業の実施状況を確認。次年度以降も情報収集に努める。